

簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）入札説明書

下記の工事にかかる入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

なお、本工事は、内容等を勘案した結果、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）を適用する。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 国補街第1号2
- (2) 工 事 名 今治駅西高橋線道路改良工事（土木）
- (3) 概 要 等 別添事後審査型一般競争入札公告個別事項＜簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）＞（以下「個別事項」という。）の表中「入札に付する事項」に掲げるとおり

2 落札者の決定方法

別添事後審査型一般競争入札公告共通事項＜簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）＞（以下「共通事項」という。）の「10 落札者の決定方法」に掲げるとおり

3 調達をする建設工事の仕様その他の明細

別途入札情報公開システムに掲載している設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり

4 簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

この公告の工事の簡易型総合評価における評価項目、評価内容、評価基準及び配点は、今治市簡易型総合評価落札方式実施要領（平成19年今治市要領。以下「総合評価実施要領」という。）第5条、第6条及びこの入札説明書に添付された「評価項目等（簡易実績型）」のとおり

(2) 簡易型総合評価の方法

ア 次の算式により導き出された評価値をもって簡易型総合評価を行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点 (100点)} + \text{加算点}) / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

イ アの基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点を与える。ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札した者は、基礎点から20点を減点する。

ウ アで規定する各入札参加者の加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の各評価項目の得点合計} / \text{各評価項目の配点合計}) \times 10 \text{ 点}$$

5 簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）に関する提出書類等

(1) 総合評価に必要な事前に提出する書類（以下「総合評価事前提出書類」という。）について

- ① 簡易型総合評価にかかる評価項目算定資料確認申請書（別記様式第1号）
- ② 配置予定技術者について（別記様式第6号）
- ③ 企業の地域貢献度について（別記様式第8号）

評価項目の算定は、上記資料の記載内容に基づき評価するため、記載誤りや記載漏れ等は評価されない場合があるので、十分確認のうえ提出すること。また、上記①～③にかかる証明書類等（以下「総合評価追加資料」という。）について、開札後に提出を求めるので、当該資料の準備を行ったうえで入札に参加すること。

（２） 開札後に求める総合評価追加資料について

入札価格が予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）に対し、次に掲げる資料の提出を追加で求めることとする。なお、当該追加資料の提出がなかった場合は、当該入札を無効とするので留意すること。

また、本入札が低入札価格調査の対象となった場合は、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても当該追加資料の提出を求めることがある。

ア 提出が必要な総合評価追加資料

- ① 配置予定技術者について（別記様式第６号）にかかる証明書類
- ② 企業の地域貢献度について（別記様式第８号）にかかる証明書類

各証明書類等（総合評価追加資料）に関する留意事項等は「別表 評価項目にかかる記載要領及び留意事項」のとおり。

イ 総合評価追加資料の提出方法

電子入札システムにより提出するものとする。

ウ 総合評価追加資料の提出時期

個別事項の表中「入札参加資格確認申請書類及び簡易型総合評価に係る追加資料の提出期間（参加申請書等受付日時）」に掲げる期間内とする。

評価項目にかかる記載要領及び留意事項

(1) 配置予定技術者について

内容に関する留意事項	提 出 書 類	
	事前に提出する資料	開札後に提出する総合評価追加資料
【主任（監理）技術者の保有する資格】 ① この評価項目は、当該工事に配置する予定の技術者が当該工事の業種に係る主任技術者又は監理技術者になれる資格を有することについて評価するものである。ただし、実務経験や国土交通大臣特別認定などにより主任（監理）技術者の資格を有している場合は、評価の対象としない。 ② 「監理技術者になれる資格」については、配置予定技術者が監理技術者になり得る国家資格等に加え、当該工事の業種に係る監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する場合のみ評価の対象とする。 ③ 配置予定技術者は、公告日の3ヶ月以上前から申請者との雇用関係が継続している者でなければならないことに留意すること。 ④ 配置予定技術者の資格・免許については、技術士、土木施工管理技士（1級・2級）又はこれと同等以上の資格及び監理技術者資格者等を記載すること。 ※①から③の要件を満たし、「監理技術者になれる資格」を有する者を当該工事の主任技術者として配置する場合も当該評価項目における得点は5点とする。	別記様式 第6号	・資格者証等の写し ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等雇用関係の確認資料
【継続学習（CPD）の取り組み】 ① 継続学習（CPD）の評価は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会又は建築設備士関係団体CPD協議会のいずれかが発行するCPDにかかる証明書により確認できる取得単位数のみ評価の対象とする。 ② 上記以外の団体による証明書は評価対象としていないが、他の団体の講習会でもCPD単位の相互承認により単位数に認められる場合は評価の対象とする。 ③ 証明書は、証明日が1年以内（令和7年10月15日から令和8年10月14日まで）のものに限る。 ④ 証明書の証明日から起算して過去5年間に取得した単位の累計を評価することとする。		・CPDに係る学習履歴証明書

(2) 地域貢献度について

内容に関する留意事項	提 出 書 類	
	事前に提出 する資料	開札後に提出する 総合評価追加資料
【災害協定締結の有無】 災害協定締結の有無は、災害時における建設業者の防災活動等について定めた各団体等と今治市との間の協定締結の有無を記載すること。	別記様式 第 8 号	・別記様式第 8 号 1 (証明者 (今治市との災害協定締結者) の名称、印が入った証明書 (写し可)) 又は災害協定書の写し
【災害による緊急時の工事・維持修繕・業務委託等の実績】 ① 災害により生じた被害を早期復旧するために今治市が発注した以下の要件を全て満たす案件 (工事・維持修繕・業務委託 (土砂・がれきの撤去等)) の施工実績を評価の対象とする。 ・ 請負代金額が 10 万円を超えるもの ・ 競争入札に付さず単独随意契約により契約したもの ・ 過去 2 年度間 (令和 6 年度～令和 7 年度) において契約したもの ② ①の要件を満たす案件を最大 5 件まで記載すること。 ③ ①の要件を満たさないと市が判断した案件は評価の対象としない。		—
【公共土木施設愛護等の ボランティア事業への参加実績】 ① 過去 2 年度間 (令和 6 年度～令和 7 年度) において今治市内で実施された地域貢献活動 (今治市市民大清掃、愛リバーサポーター、愛ロードサポーター、愛ビーチサポーターのいずれかの活動に限る) への参加実績を評価の対象とする。 ② 複数の案件がある場合は最大 5 件まで記載すること。		・各地域貢献活動の実施団体の実績調書等の写し

評 価 項 目 等 （簡易実績型）

（１） 配置予定技術者について

			／10	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者等の保有する資格	保有する資格の有無	監理技術者になれる資格（実務経験年数を必要とするものを除く。）	5	／ 5
		主任技術者になれる資格（実務経験年数を必要とするものを除く。）	3	
		上記以外の資格	0	
継続学習（CPD）の取り組み	CPDの取得単位数	50 ユニット以上	5	／ 5
		40 ユニット以上 50 ユニット未満	4	
		30 ユニット以上 40 ユニット未満	3	
		20 ユニット以上 30 ユニット未満	2	
		10 ユニット以上 20 ユニット未満	1	
		10 ユニット未満	0	

（２） 地域貢献度について

			／15	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
災害協定締結の有無	今治市と災害時における協定締結の有無	協定締結あり	5	／ 5
		協定締結なし	0	
災害による緊急時の工事・維持修繕・業務委託等の実績	過去２年度間の災害による早期復旧のため請け負った工事・維持修繕・業務委託の実績の有無	2件以上の実績あり	5	／ 5
		1件の実績あり	3	
		実績なし	0	
公共土木施設愛護等のボランティア事業への参加実績	過去２年度間の地域貢献活動に参加した実績の有無	5件以上の実績あり	5	／ 5
		5件未満の実績あり	3	
		実績なし	0	